

福山市立竹尋小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、福山市立竹尋小学校（以下、竹尋小学校）の教育目標を達成するためのものである。また、児童の人格の完成をめざすとともに、児童の主体性を養うことを目的として定める。

第2章 学校生活に関すること

第1条 登下校

登下校にあたっては、社会の一員として交通ルールを守り登下校をする。

第2条 頭髪

頭髪については、学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪型とする。

第3条 不要物

不要物については、学校への持ち込みを禁止とする。

第4条 服装等

規定服等、身なりについては清潔なものとする。

第3章 校外での生活に関すること

- ・校区外への外出は保護者同伴とする。
- ・エアガン等危険な遊具は、家から持ち出さない。
- ・自転車に乗る際にはヘルメットを着用し、交通ルールを守る。

第4章 特別な指導に関すること

いじめをしない。いじめ・法令法規に反する行為があった場合は、保護者と連携したうえで組織的に適切な指導を行う。

第5章 情報端末の使用に関すること

情報端末（クロームブック等）の使用については、別紙のきまりを守り使用する。

第6章 その他

規程の周知については、児童を対象とする全校朝会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、学級懇談会などで直接説明を行う。また、来校しない保護者については家庭訪問や郵送等を通じ、周知を図る。